

一般財団法人はなう美術振興財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人はなう美術振興財団（以下、「この法人」という。）の定款第14条（報酬等）及び第31条（役員報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条において置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる費用をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第14条に定める報酬の範囲内において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき2万円以内（源泉税控除後）を報酬等として支給することができる。

2 この法人の常勤理事には、各年度の報酬等の総額が600万円（退職手当は含まない。）の範囲内において、別表1の額を報酬等として支給することができる。

3 この法人の非常勤理事及び監事には、各年度の報酬等の総額が100万円の範囲内において、評議員会又は理事会への出席をした場合等は1人1回あたり2万円以内（源泉税控除後）を報酬等として支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、2021年7月28日から施行する。

別表

別表1 常勤理事の報酬月額

号	報酬月額 (単位：円)
1	200,000
2	300,000
3	400,000
4	500,000